

一般社団法人日本脳神経外科学会
会員細則

平成 15 年 10 月 1 日制定
平成 17 年 1 月 23 日改正
平成 24 年 3 月 1 日改正
平成 26 年 5 月 15 日改正
平成 27 年 10 月 13 日改正
平成 30 年 10 月 10 日改正

(目 的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という。）の定款（以下、「定款」という。）に定められた事項のほか、この法人の会員（以下、「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

(会員の種類及び権利)

第 2 条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) 正会員

①専門医会員 代議員を選出する権利
年次学術総会で発表する権利
機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

②非専門医会員 代議員を選出する権利
年次学術総会で発表する権利
機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

③研修医会員 代議員を選出する権利
年次学術総会で発表する権利
機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

(2) 賛助会員

①研究者会員 年次学術総会で発表する権利、
機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

②法人会員 機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

(3) 名誉会員

社員総会に立会人として出席する権利
代議員を選出する権利
年次学術総会で発表する権利
機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

(4) 特別会員

代議員を選出する権利
年次学術総会で発表する権利
機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

(5) 客員会員

年次学術総会で発表する権利
機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

(名誉会員等の選出)

第3条 定款第5条第1項第3号から第5号に規定する名誉会員、特別会員及び客員会員は、会員資格審査委員会が理事会に推薦し、理事会の議を経て社員総会で承認された者とする。

(入会日)

第4条 正会員及び賛助会員の入会日は、入会申込書を理事長が受理し、かつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

(退会日)

第5条 会員の退会日は、定款第8条に定める退会届の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし、退会日は退会届の提出日より遡ることはできない。

(資格の復活)

第6条 定款第10条第1項第1号の規定により退会させられた者及び特別の事情により自ら退会した者は、総務委員会での審査の上、未納会費及び当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活させることができる。ただし、会員資格復活年度の選挙権、被選挙権は停止する。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。

(雑 則)

第8条 この細則に定める事項のほか、会員に関しさらに必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 第2条(1)①専門医会員のうちの外国人専門医(以下外国人専門医という)の年会費及びクレジット義務については、日本滞在中に限り適用するものとする。
- 2 第2条(1)②の非専門医会員とは、専門医を除く、卒後3年以上の会員をいう。
- 3 第2条(2)①研究者会員のうち海外在住の外国人については、年会費を納めることを要しない。